

中小企業の資金繰りを改善すべく 「約束手形」決済60日に短縮・廃止へ

約束手形とは、期日までに決められた金額の支払いを約束する有価証券の1つです。約束手形の代金を支払う側を「振出人」、代金を受け取る側を「受取人」と呼びます。手形を発行することは「振り出し」といい、振出人が受取人に対して約束手形を振り出すことで、現金での代金決済の代わりにすることが可能です。

現在の約束手形は、振出人のメリットの方が多く受取人にとっては**大きなリスクを伴うケースが多い！**

約束手形の代金を支払う側メリット◎

- ✓ 支払いを先延ばしできることで資金調達のための期間が猶予できる
- ✓ 取引に利子がかからない
- ✓ 会社が社会的信用を得られる

約束手形の代金を受取る側デメリット△

- ✓ 入金が遅い
- ✓ 郵送料の負担を求められるケースがある
- ✓ 取立手数料を支払う必要がある

改正
1

2024年11月から適用予定

②～⑤にかかる日数を120日→60日に短縮

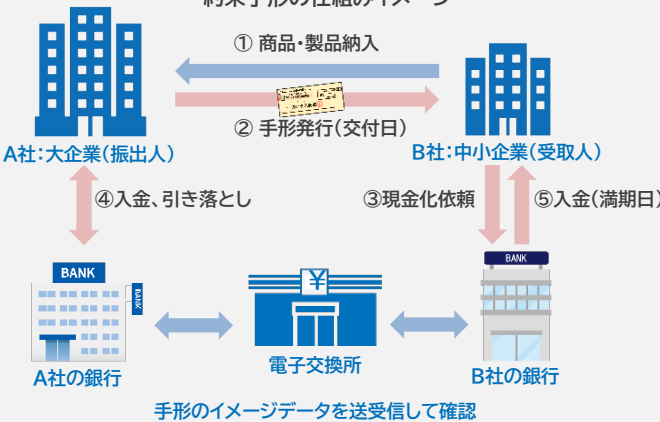
改正
2

2026年までに約束手形が利用廃止される！



2026年度末まで全面的な電子化の方針を示す

約束手形の仕組みイメージ



電子化活用のメリット

	業務負担軽減	現物管理不要 リスク低減	コスト削減
支払側	手形の発行や郵送作業などの事務負担軽減	ペーパーレス化により紛失・盗難、災害などの心配がない	郵送料や手形帳代金不要
受取側	WEB取引完結	入金期日に自動入金される	領収書不要

さらに、今後は電子記録債権やインターネットバンキングによる振込に移行していく動きがあります！

約束手形の廃止に伴う代替案「でんさい」とは？

事業者の資金調達の円滑化などを図るべく創設された「株式会社全銀電子債権ネットワーク」(通称:でんさいネット)が取り扱う電子記録債権です。紙の手形の問題点を克服した金銭債権として多くの企業が活用しています。

でんさい利用方法

取引金融機関に利用申込書を提出する

取引金融機関の審査・利用契約を締結

「利用者番号」(英数字9文字)が割り当て



※利用開始手続は、支払先となる取引先の「利用者番号」と口座情報が必要

- 支払側
- ✓ ペーパーレスだから手続きが楽！送付費用もゼロ
 - ✓ 印紙税は課税されません
 - ✓ 支払手段の一本化で効率的

- 受取側
- ✓ ペーパーレスだから保管も不要
 - ✓ 必要な分だけ分割して譲渡や割引ができる
 - ✓ 入金期日に自動入金されるので取引手続き不要
 - ✓ 債権を有効活用でき資金繰りに役立てれる



Check! 中小企業にとって、安全な回収、短期サイトの実現、コスト削減に向けた対策は重要です。2026年の約束手形廃止に向けて、今のうちに電子化を検討してみましょう！

(株)西田事務所 (認定経営革新等支援機関)

TEL:0834-31-2807 MAIL:info@nishi24.jp

〒745-0075 山口県周南市緑町2丁目13番地

～認定支援機関で対応できます～

- 各種補助金申請
- 経営改善計画書の作成
- 創業支援
- 優遇金利での資金調達 など



▲動画でも▲ご視聴できます